

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年3月29日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 シネマタウン岡南

所在地 岡山市南区築港新町一丁目5番112外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社天満屋ストア

住 所 岡山市北区岡町13番16号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

(3) 変更事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口 の数	位 置
1	2箇所	出入口①・② (別添図面3に記載のとおり)
2	1箇所	出入口③ (別添図面3に記載のとおり)
3	7箇所	出入口④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩ (別添図面3に記載のとおり)
4	3箇所	出入口⑪・⑫・⑬ (別添図面3に記載のとおり)
5	1箇所	出入口⑭ (別添図面3に記載のとおり)
6・7	4箇所	入口①・②、出口①・② (別添図面3に記載のとおり)
合 計	18箇所	

※「天満屋ハピータウン岡南店」と「シネマタウン岡南」は、駐車場を共用利用する。

(変更後)

駐車場 No.	出入口 の数	位 置
1	2箇所	出入口①・② (別添図面4に記載のとおり)
2	1箇所	出入口③ (別添図面4に記載のとおり)
3	6箇所	出入口④、入口③・④・⑤、出口③・④ (別添図面4に記載のとおり)
4	5箇所	出入口⑤・⑥・⑦、入口⑥、出口⑤ (別添図面4に記載のとおり)
5	1箇所	出入口⑧ (別添図面4に記載のとおり)
6・7	4箇所	入口①・②、出口①・② (別添図面4に記載のとおり)
合 計	19箇所	

※「天満屋ハッピータウン岡南店」と「シネマタウン岡南」は、駐車場を共用利用する。

※ 駐車場No.3は、「アクロスプラザ岡南（南区画）」とも共用利用する。

(4) 変更年月日

令和3年3月26日

(5) 変更する理由

駐車場の運営方法の変更のため

2 届出年月日

令和3年3月22日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年3月29日から令和3年7月29日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課